

令和 8 年度

秋田自動車道
和賀仙人トンネル東工事

特記仕様書

令和 8 年 5 月

東日本高速道路株式会社 東北支社
横手工事事務所

目次

1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限	1
4. 間接工事費の変更	1
5. 材料調達に伴う変更	3
6. カーボンニュートラル推進工事	3
7. 配置予定技術者について	4
8. 工事用地等に関する事項	4
9. 自工区外盛土場に関する事項	5
10. 関連施設その他との関係	6
11. 工事用電力に関する事項	8
12. 作業日及び作業期間に関する事項	8
13. 完全週休2日工事	10
14. 関連工事に関する事項	11
15. 工事費構成内訳書及び工程表、履行報告に関する事項	13
16. 工事用道路に関する事項	14
17. 支給材料及び貸与品に関する事項	16
18. 残存物件に関する事項	17
19. 保安に関する事項	18
20. 環境保全に関する事項	21
21. 再生資材の使用及び建設副産物の処理方法に関する事項	22
22. 部分使用に関する事項	24
23. 現場環境改善に関する事項	24
24. 道路構造物点検の実施	26
25. 三者協議会に関する事項	27
26. 設計変更ガイドラインの活用について	27
27. 工事変更等検討会の設置について	28
28. 工事細部に関する事項	
28-1 施工計画書	29
28-2 土工	29
28-3 のり面工	30
28-4 用排水構造物工	34
28-5 コンクリート構造物工	38
28-6 トンネル工	41
28-7 敷砂利工及び簡易舗装工	58
28-8 コンクリートシール工	58
28-9 構造物等取壊し工	59
28-10 交通規制工	60
28-11 交通保安要員	61
28-12 基礎地盤改良工	63
28-13 沈砂池工	64
28-14 工事用道路整備工	65
28-15 土木シート工	66
28-16 擁壁工	66
28-17 土押え工	67
28-18 トンネル補助工法	68

28-19	避難連絡坑接続アンカー工	71
28-20	転落防止柵工	71
28-21	仮設防護柵工	72
28-22	撤去工	73
28-23	既設標識撤去工	75
28-24	標識設置工	76
28-25	除雪工	77
28-26	調査ボーリング工	78
28-27	割掛対象表の項目に示す工事の内容	81
29.	補足事項	83

添付資料

様式-1	間接工事費計画書の提出について
様式-2	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書
様式-2 (別添)	変更間接工事費計画書
様式-3	間接工事費増加費用の負担額同意書
様式-4	材料調達変更計画書の提出について
様式-4 (別添)	材料調達変更計画書
様式-5	材料調達実績報告書の提出について
様式-6	カーボンニュートラル施工計画書
様式-7	取得報告書
様式-8	工事費構成内訳書
様式-9	工程表
様式-10	工事履行報告
様式-11	残存物件調書
様式-12	再生資材供給可能量の照会について
様式-13	再生資材供給可能量報告書
様式-14	工事記録情報 完了届
別添-1	秋田自動車道 和賀仙人トンネル東工事 三者協議会協定書(案)

1. 工事概要

1-1 工事名 秋田自動車道 和賀仙人トンネル東工事

1-2 道路名 秋田自動車道

1-3 工事箇所 (自) 岩手県北上市岩沢 (STA31+00)
緯度 39° 17' 50" 経度 140° 56' 30"
(至) 岩手県和賀郡西和賀町杉名畑 (STA80+65)
緯度 39° 17' 40" 経度 140° 53' 10"

1-4 工事延長 総延長 4,965.0m
土工延長 1,765.0m
トンネル延長 3,200.0m

1-5 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-54「コリンズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、本特記仕様書の記載内容を入力するものとする。

1-6 施工地域区分

本工事の実施工場所の施工地域区分は以下のとおりである。

- ・市街地部 (DID地区及びこれに準ずる地区) が施工場所に含まれない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。また、契約書第1条に規定する仕様書に「調査等共通仕様書」を追加し、令和7年7月版を適用するものとする。

3. 主任補助監督員及び補助監督員の権限

3-1 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

条項	項目	内容
1-25-1	安全対策	・研修、訓練等の報告先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 間接工事費の変更

4-1 対象となる項目

本工事は間接工事費のうち「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に掲げる費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に

要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

(1) 営繕費

労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）

(2) 労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

(3) 上記(1)(2)に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と認めた場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

4-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に、本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

4-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合は、工期開始の日から14日以内に本特記仕様書4-2「工事費構成内訳書」で示された割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した「間接工事費計画書」（様式-1）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書の提出がない場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

4-4 間接工事費の増加費用の協議

(1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、「間接工事費増加費用の負担額に関する協議書」（様式-2）【変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）】を監督員に提出し協議するものとする。

(2) 監督員は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 受注者は、間接工事費の増加費用の額について、監督員からの協議書により「間接工事費増加費用の負担額同意書」（様式-3）を監督員に提出するものとする。なお、協議の開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

4-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

4-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

(1) 共通仮設費率分は土木工事積算基準に基づく算出額から、「間接工事費計画書」（様式-1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

(2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から、「間接工事費計画書」（様式-1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

(3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含むものとする。

(4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

4-7 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

4-8 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5. 材料調達に伴う変更

5-1 対象となる資材等

骨材及び土砂については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に「材料調達変更計画書」（様式-4）を監督員に提出のうえ協議するものとする。また、協議の結果、監督員が必要と認めて当初調達地域以外からの調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類（実際の取引伝票等）を添付した「材料調達実績報告書」（様式-5）を監督員に提出し、その費用については監督員と受注者とで協議により定めるものとする。なお、受注者の都合により調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
骨材	C-40、RC-40、 砕石40-20	岩手県北上地区
土砂	路体部	岩手県北上地区

5-2 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

6. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評価（以下、「成績評価」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

6-1 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評価において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(6)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2) 工事受注者が技術提案として提案していない取り組み（入札公告において技術提案を求めている工事の場合）
- (3) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・CO2排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・CO2の吸収に寄与する取り組み
 - ・CO2の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (4) 発注者が費用を計上していない取り組み
- (5) 成績評価で重複して加点評価しない取り組み
- (6) 本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

6-2 取り組みの提案及び加点評価対象の通知

(1) 受注者は取り組みを提案する場合、「カーボンニュートラル施工計画書」(様式-6)に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算CO2排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評価において本特記仕様書6-1「評価対象となる取り組み」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

6-3 履行確認

(1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第19,20号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により監督員に提出するものとする。

(2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)」により確認するものとする。

6-4 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

7. 配置技術者について

7-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告(説明書)に示すとおりとする。

7-2 特例監理技術者の兼務について

共通仕様書1-7-3「現場代理人等の配置」(4)に規定する特例監理技術者が兼務できる工事は以下に示す市町村の範囲とする。

1) 対象範囲

秋田自動車道 北上西ICから湯田ICを通過する市町及び隣接する市町

8. 工事用地等に関する事項

8-1 工事用地等の確保

契約書第16条第1項の「工事用地等」及びそれぞれの使用可能期間(用地の確保が完了する時期)は下記のとおりとする。

受注者は使用可能期間前に当該工事用地等を使用してはならない。

所在地	面積	使用可能期間	摘要
岩手県北上市岩沢8地割15-1	約50m ²	令和8年8月 ～工事完了まで	岩沢工事用道路
岩手県和賀郡西和賀町大石	約8,000m ²	令和9年4月 ～工事完了まで	湯田ダム本線外盛土場
岩手県和賀郡西和賀町小繁沢56地割33 他	約48,000m ²	令和11年4月 ～工事完了まで	川尻本線外盛土場

岩手県和賀郡西和賀町越中畑	約 60,000 m ²	令和8年8月 ～工事完了まで	越中畑本線外盛土場
岩手県和賀郡西和賀町草井沢47地割9-1 他	約 31,000 m ²	令和8年8月 ～工事完了まで	南本内ヤード
岩手県北上市岩沢8地割39-1 他	約 15,500 m ²	令和8年8月 ～工事完了まで	岩沢本線外仮置場

8-2 埋蔵文化財

共通仕様書1-27-1「文化財の保護」に規定する埋蔵文化財の範囲及び発掘調査完了時期は、下記のとおりであり、受注者は、調査完了以前に工事に着手してはならない。

なお、受注者は、現地盤に盛土等を施し、埋蔵文化財の保護に努めながら施工を行う必要がある場合は、事前に施工計画書を監督員に提出するものとする。

所在地	面積	期間	摘要
岩手県和賀郡西和賀町小繋沢55地割151 (塚野遺跡)	約 50,000 m ²	令和11年4月 まで	川尻本線外盛土場近接

9. 自工区外盛土場に関する事項

9-1 自工区外盛土場

9-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「全体位置図」に示す箇所とし、その名称及び盛土可能量は、下記のとおりとする。

番号	名称	当該工事盛土可能量
1	湯田ダム本線外盛土場	約 75,000 m ³
2	川尻本線外盛土場	約 500,000 m ³
3	越中畑本線外盛土場	約 61,000 m ³
4	岩沢本線外仮置場	約 24,000 m ³

9-1-2 自工区外盛土場等の共同使用

本工事施工期間中、下記に示す他の受注者と自工区外盛土場等を共同使用する場合がありますので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	秋田自動車道 北上西～錦秋湖間本線工事 (仮称)	未定	自工区外盛土場 番号1、2
2	秋田自動車道 錦秋湖～湯田間本線工事 (仮称)	未定	自工区外盛土場 番号1、2、3
3	秋田自動車道 山内トンネル工事	(株)奥村組	自工区外盛土場 番号3

町道285小繋沢6号線 (川尻本線外盛土場進入路)	S T A 2 0 2 + 0 0 付近	西和賀町	ずり処理工に伴う 道路占用協議	令和9年4月
------------------------------	-------------------------	------	--------------------	--------

(2) 規制関係

路線名	位置	管理者名	適用
秋田自動車道	北上西 I C～湯田 I C	岩手県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	交通規制
北上市道6002034番線 北上市道6013846番線	岩沢工事用道路 (全体位置図参照)	岩手県北上警察署	
北上市道6013329番線 北上市道6013330番線 北上市道6013845番線	北上西 1 0 ボックス 北上西 1 1 ボックス		
町道285小繋沢6号線	川尻本線外盛土場進入路 (全体位置図参照)		

なお、高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとし、受注者は協議内容を遵守して工事を行うものとする。

(3) 河川・水路関係

位置	河川・水路名	管理者名	内容	協議完了時期
S T A 3 2 + 4 0 付近	水路	北上市	近接・交差 等協議	令和9年4月
S T A 3 5 + 2 5 付近	水路			
S T A 3 7 + 2 5 付近	水路	岩手中部土地改良区		
S T A 4 0 + 0 6 付近	水路	北上市		
S T A 4 4 + 0 3 付近	水路			
S T A 4 6 + 4 0 付近	普通河川水沢			
S T A 5 1 + 7 4 付近	導水路	岩手中部土地改良区		
S T A 6 7 + 3 2 付近	仙人発電所導	岩手県企業局		
S T A 7 2 + 3 3 付近	水路			

(4) 電力、通信施設関係

位置	施設名	管理者名	内容
秋田自動車道 下り線土工部 K P 1 2 . 3 ~ K P 1 4 . 1	光通信ケーブル	K D D I (株)	光近接協議
	メタル通信・電源 ケーブル	東日本高速道路(株)	
秋田自動車道 下り線和賀仙人トンネル本坑 K P 1 4 . 1 ~ K P 1 7 . 3	光通信ケーブル	K D D I (株)	
	メタル通信・電源 ケーブル	東日本高速道路(株)	
秋田自動車道 下り線和賀仙人トンネル避難坑 K P 1 4 . 1 ~ K P 1 7 . 3	メタル通信・電源 ケーブル	東日本高速道路(株)	